

議案第24号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第4条中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 別表第2の第1欄に掲げる執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>